

【資料 1】

3 会議事項

（１）保険料率改定等について

平成 28・29 年度保険料率算定資料

1 趣 旨

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険料率は、2年を通じ財政の均衡を保つものとされており、平成28年度及び平成29年度は、第5期財政運営期間となります。

第1回の運営協議会を経て、広域連合議会11月定例会において、医療費の動向や厚生労働省からの第1回目の通知の要旨及び保険料率改定までの進め方等を報告しましたが、本広域連合においては、医療費の伸び等の要因により保険料率の改定が必要な状況であるため、第5期財政運営期間における保険料率を定めるものです。

2 保険料率試算結果 (平成28年1月22日厚生労働省報告・条例案)

区 分	平成26・27年度(見込)	平成28・29年度(試算)
基金への拠出率	医療給付費の10万分の44	医療給付費の10万分の41
医療給付費	491,752,797 千円 (平均 245,876,399 千円/年)	524,955,334 千円 (平均 262,477,667 千円/年)
基金への拠出金 (国・県・広域同額)	107,966 千円/年	107,616 千円/年
剰 余 金	(前回試算時) 961,005 千円	2,053,300 千円
基金交付金 (県→広域)	0 千円	1,000,000 千円
軽減後(※) 1人当たり保険料	53,504円/年	53,383円/年
【増加率】	2,953円増 5.84%	121円減 △0.23%
均等割	40,347円	40,907円
所得割	8.10%	8.30%

※ 低所得世帯への軽減及び制度施行後の軽減対策による軽減後

【剰余金・財政安定化基金交付金による保険料増加抑制】

区 分	平成28・29年度(試算)
増加抑制策なし 【増加率】	56,650円/年 5.88%
剰余金のみ算入 【増加率】	54,446円/年 1.76% (剰余金による抑制 △4.12ポイント)
剰余金・基金算入 【増加率】	53,383円/年 △0.23% (基金による抑制 △1.99ポイント)

3 11月定例会以降の状況変化等

(1) 診療報酬改定 (平成27年12月25日 厚生労働省保険局事務連絡)

- ・診療報酬本体 +0.49%
- ・薬価等 ▲1.52%
- ・全体改定率 ▲1.03%

- (2) 後期高齢者負担率 (平成 27 年 12 月 25 日 厚生労働省保険局事務連絡)
・ 11.03% → 10.99% (第 4 期 10.73%)
- (3) 軽減判定所得 (本則) (平成 27 年 12 月 25 日 厚生労働省保険局事務連絡)
- ① 2 割軽減
(現行) 基準額 33 万円 + 47 万円 × 被保険者数
(改正後) 基準額 33 万円 + 48 万円 × 被保険者数
- ② 5 割軽減
(現行) 基準額 33 万円 + 26 万円 × 被保険者数
(改正後) 基準額 33 万円 + 26.5 万円 × 被保険者数
- (4) 第 4 期財政運営期間の剰余金見込額
・ 保険料算定時 20 億 5,300 万円

4 財政安定化基金について

- (1) 基金設置目的
広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について資金の交付・貸付を行うために、各都道府県に設置。
- (2) 財源及び拠出率
・ 財 源 国・都道府県・広域連合が 1 / 3 ずつ負担
・ 拠 出 率 財政運営期間の 2 年間における給付費見込額の総額をもとに算出
厚生労働省告示 10 万分の 41 (予定)、長野県 10 万分の 41 (予定)
・ 拠出期間 平成 28・29 年度
- (3) 基金の特例 (平成 22 年 4 月 1 日施行)
都道府県は、当分の間、広域連合に対して保険料の増加抑制を図るための交付金事業の費用に、基金を充てることができる。
- (4) 長野県との協議内容
財政安定化基金交付に関して、以下の理由により協議を行い、保険料増加抑制策として 10 億円の交付額を見込んでいます。
- ① 第 5 期財政運営期間において、年金額の実質的な減少等による一人当たり所得額の減少が見込まれること。
- ② 保険料額の上昇要因の一つである後期高齢者負担率が、第 5 期財政運営期間において 10.99% となる予定であり、第 4 期の 10.73% から引き上がる予定であること。
- ③ 平成 29 年度は、保険料の軽減特例の廃止が予定され、激変緩和措置が行われるとしても被保険者の新たな負担増が発生する見込みのため。
- ④ 平成 29 年度末における基金の必要残高を確保したうえで、低所得者の負担増への配慮として、均等割額の上昇を極力現状並みに抑制したいこと。

(単位：千円)

財政運営期間		第3期		第4期		第5期	
年 度		H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
		決算値	決算値	決算値	見込値	見込値	見込値
拠出金 (積立)	拠出率	0.09	0.09	0.044	0.044	0.041	0.041
	国	223,689	223,689	107,966	107,966	107,616	107,616
	県	223,689	223,689	107,966	107,966	107,616	107,616
	広域	223,689	223,689	107,966	107,966	107,616	107,616
	計	671,068	671,068	323,898	323,898	322,848	322,848
利子収入等		875	5,619	9,101	13,753	—	—
交付金(保険料増加抑制)		0	0				1,000,000
基金残高		1,380,670	2,057,357	2,390,356	2,728,008	3,050,856	2,373,704

※ 拠出率～ 一財政運営期間における療養の給付等に要する費用の額に対する率。

交付金額は、保険料増加抑制分のみ記載。

5 医療給付費等の見込みについて

年度・財政運営期間	第4期		第5期		
	H 2 6 (実績)	H 2 7 (見込)	H 2 8 (見込)	H 2 9 (見込)	第5期見込
被保険者数 (人) A	325,789	330,865	336,616	342,194	678,810
対前年伸び率 (%)	0.59	1.56	1.74	1.66	3.37
総医療費 (千円) B	262,072,343	271,745,049	279,509,432	290,107,967	569,617,399
対前年伸び率 (%)	1.22	3.69	2.86	3.79	6.71
一人当たり医療費 C = B / A (円)	804,424	821,317	830,351	847,788	1,678,139
対前年伸び率 (%)	0.62	2.10	1.10	2.10	3.22
医療給付費 (千円) D	241,394,977	250,357,820	257,565,963	267,389,371	524,955,334
対前年伸び率 (%)	1.26	3.71	2.88	3.81	6.75
給付率 E = D / B	0.9211	0.9213	0.9215	0.9217	
対前年伸び率 (%)	0.05	0.02	0.02	0.02	
一人当たり医療給付費 F = D / A (円)	740,955	756,677	765,163	781,397	1,546,560
対前年伸び率 (%)	0.67	2.12	1.12	2.12	3.27
所得額 (千円) G = A × H	160,401,563	154,481,861	156,675,898	158,774,594	315,450,492
対前年伸び率 (%)	4.28	▲3.69	1.42	1.34	0.18
一人当たり所得額 H (円)	492,348	466,903	465,444	463,990	929,434
対前年伸び率 (%)	3.67	▲5.17	▲0.31	▲0.31	▲3.11

保険料率の算定

(1) 保険料率算定時の保険料収納必要額算出基礎数値

(単位:千円)

		平成26・27年度 (保険料試算時の基礎数値)	平成28・29年度 (保険料試算時の基礎数値)	増 減	増減率
費 用	1 給付費等総額	505,657,536	524,955,334	19,297,798	3.82%
	2 財政安定化基金拠出金 (拠出率)	222,489 (10万分の44)	215,232 (10万分の41)	-7,257 (-10万分の3)	-3.26%
	3 特別高額医療共同事業拠出金	140,027	149,362	9,335	6.67%
	4 保健事業に要する費用	970,003	1,041,481	71,478	7.37%
	5 審査支払手数料	1,125,900	1,179,300	53,400	4.74%
	6 その他(葬祭費)	2,101,100	2,086,400	-14,700	-0.70%
	費用計 (I)	510,217,055	529,627,109	19,410,054	3.80%

収 入	1 国庫負担金	123,139,678	128,057,246	4,917,568	3.99%
	2 調整交付金	44,453,620	46,059,218	1,605,598	3.61%
	3 都道府県負担金	42,521,012	44,197,174	1,676,162	3.94%
	4 市町村負担金	40,309,333	41,930,036	1,620,703	4.02%
	5 後期高齢者交付金(支援金)	209,544,483	215,682,526	6,138,043	2.93%
	6 特別高額医療共同事業交付金	94,841	113,567	18,726	19.74%
	7 その他	250,338	276,194	25,856	10.33%
	8 剰余金	961,005	2,053,300	1,092,295	113.66%
	9 財政安定化基金	898,425	1,000,000	101,575	11.31%
	収入計 (II)	462,172,735	479,369,262	17,196,527	3.72%

保険料収納必要額 (I-II)	48,044,320	50,257,847	2,213,527	4.61%
予定保険料収納率	99.54%	99.55%	0.01%	0.01%
賦課必要額	48,266,346	50,485,030	2,218,684	4.60%

保険料算定に用いる被保険者数	657,957人	678,810人	20,853人	3.17%
----------------	----------	----------	---------	-------

(2) 賦課必要額に基づく算出保険料率

	平成26・27年度	平成28・29年度	増 減	
				増減率
均 等 割 額	40,347	40,907	560	1.39%
所 得 割 率	0.0810	0.0830	0.0020	2.47%
賦 課 限 度 額	570,000	570,000	0	0.00%

(3) 保険料見込額

賦 課 総 額	厚生労働省指定 保険料額実績値 (H26・27実態調査に 基づく1人当たり保険 料額)	50,485,030	—	—
軽 減 額		14,248,164	—	—
決 定 保 険 料 額		36,236,866	—	—
1人当たり保険料(軽減後)	53,504	53,383	-121	-0.23%

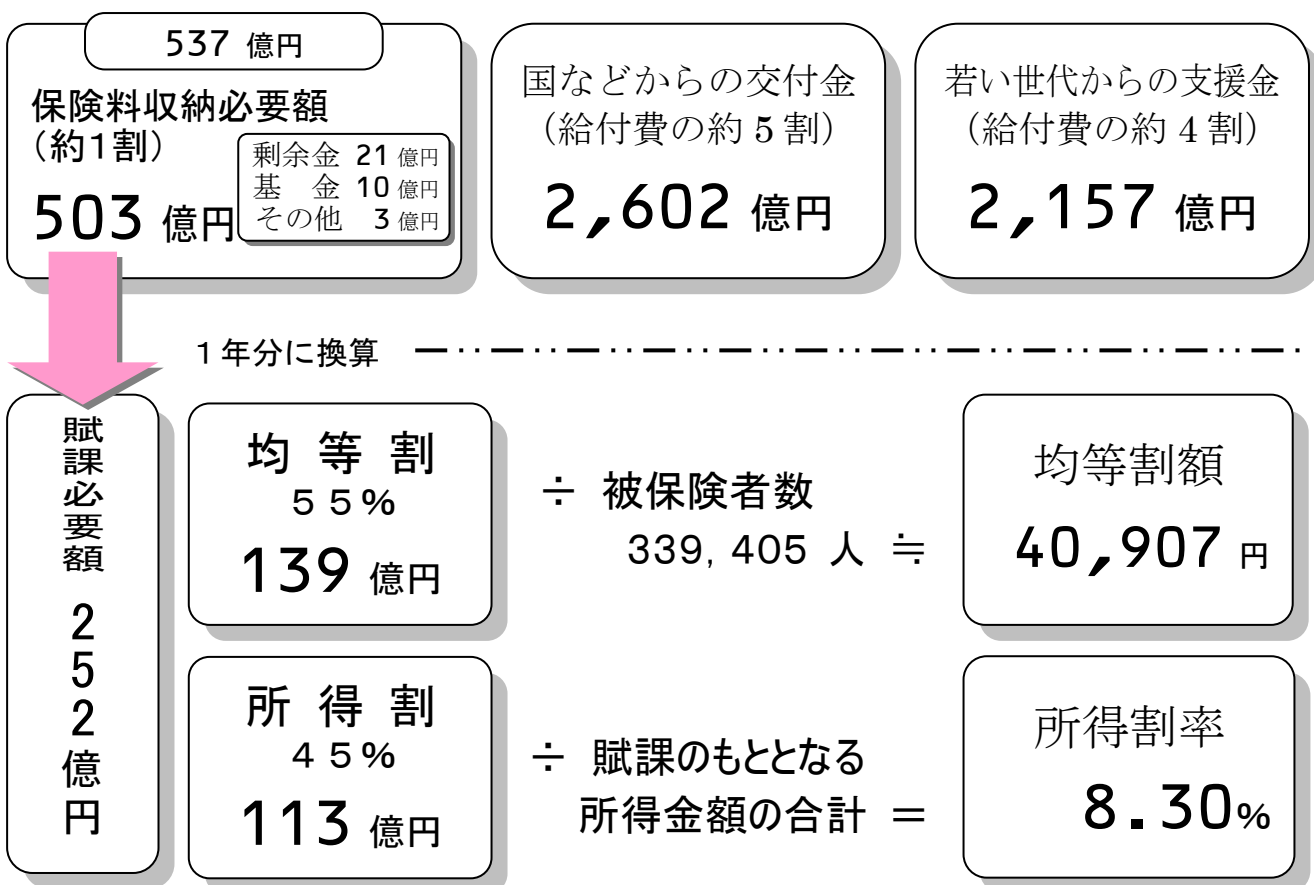
(4) 均等割額・所得割率の算出方法

◆2年間の費用

医療機関への支払や健康診査に要する経費、葬祭費など

全体で **5,296 億円**

◆2年間の収入



◆ 均等割・所得割のイメージ

● 長野県の場合

長野県の所得係数=0.8171 ※
 $100 \div (1 + 0.8171) = 55.0327 \dots$
→ 均等割 55%

※平成 27 年 12 月 4 日付厚労省通知(暫定値)

● 長野県を平均的な所得水準とした場合

所得係数は全国平均「1」

$100 \div (1 + 1) = 50$

均等割と所得割 = 50 : 50

賦課必要額 252 億円		調整 交付金
139 億円 (均等割 55%)	113 億円 (所得割 45%)	
賦課必要額 278 億円		調整 交付金
139 億円 (均等割 50%)	139 億円 (所得割 50%)	

平成 28・29 年度 保険料率（均等割額・所得割率）について

◆保険料計算方法（被保険者個人分）

【平成 26・27 年度】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均 等 割 額} \\ \hline 40,347 \text{ 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所 得 割 額} \\ \hline (\text{所得}-33 \text{ 万円}) \times 8.10\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1 年間の保険料} \\ \hline \text{限度額 57 万円} \\ \hline \end{array}$$

※ 100 円未満は切捨て

【平成 28・29 年度】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均 等 割 額} \\ \hline \underline{40,907 \text{ 円}} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所 得 割 額} \\ \hline (\text{所得}-33 \text{ 万円}) \times \underline{8.30\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1 年間の保険料} \\ \hline \text{限度額 57 万円} \\ \hline \end{array}$$

※ 100 円未満は切捨て

◆所得の低い方の軽減

①均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額	
33 万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他各種所得なし）の場合。	9 割軽減	4,090 円
	上記以外の方	8.5 割軽減	6,136 円
33 万円 + 26.5 万円（26 万円 ※） × 被保険者数		5 割軽減	20,453 円
33 万円 + 48 万円（47 万円 ※） × 被保険者数		2 割軽減	32,725 円

※（ ）内は、改正前の基準額

②所得割額の軽減

被保険者の前年の総所得金額から、基礎控除（33 万円）を引いた額が 58 万円以下（年金収入額で 153 万円を超え 211 万円以下）の場合、所得割額を 50%軽減します。

1 保険料軽減制度の経緯

※2 年金収入153万円超～211万円以下

(单位:人)

1. *What is the main purpose of the study?*

【夫婦世帯の例(妻の年金収入80万円以下の場合)】

【補填財源】
〔恒常的な措置分〕
市町村負担金
保険基盤安定分
7割軽減分
5割軽減分
2割軽減分
被扶5割分
〔激変緩和措置分〕
(仮)円滑運営臨時特例補助金
2割分
1.5割分
所得5割分
被扶4割分

保険料額

年金収入

0万円 80万円 168万円 211万円 221万円 264万円

9割軽減 8.5割軽減 5割軽減 2割軽減 9割軽減 (5割 地方負担) (4割 国庫負担)

5割軽減 (2割 国庫負担) (1.5割 国庫負担) 7割軽減

5割軽 2割軽減 9割軽減 (5割 地方負担) (4割 国庫負担)

〔所得割 8.30%〕

〔均等割 40,907円〕

保険料

※注 保険基盤安定優先

保険料階層	4,000	6,100	6,100～12,300	26,600～44,500	68,500～76,800	89,100～124,800	133,000～570,000
保険料	4,000	6,100	12,300	26,600	44,500	68,500	89,100

(1) 保険料構成比

(2) 被保險者構成比

軽減なし所得割	10,396,787	41.18%
所得割 計	11,358,839	44.99%
被保険者 全体	25,242,515	100%

約 12.06%

均等割のみ

軽減後所得割

1.91%

3.12%

%不明

所得割

3.93%

所得割 41.18%

均等割 18.80%

27.96%

激変緩和措置 6.97%

恒常的な措置 20.99%

国・地方負担

9割軽減 0.98%

被扶養者9割軽減 0.32%

8.5割軽減 1.80%

5割軽減

2割軽減

軽減なし

国・地方負担

被保険者数

17.80%

5.91%

21.83%

11.36%

8.93%

34.17%

9割軽減

被扶養者9割軽減

8.5割軽減

5割軽減

2割軽減

軽減なし

平成27年度及び平成28年度の後期高齢者医療保険料額の比較

1. 1人世帯で被保険者が年金収入のみの場合

(単位:円、%)

年金収入	年金所得	旧ただし書 所得	平成27年度の保険料		平成28年度の保険料		比 較	
			軽減区分	金 額	軽減区分	金 額	差 額	率
800,000	0	0	9割軽減	4,000	9割軽減	4,000	0	100.00
1,530,000	330,000	0	8.5割軽減	6,000	8.5割軽減	6,100	100	101.67
1,680,000	480,000	150,000	8.5割軽減	12,100	8.5割軽減	12,300	200	101.65
1,940,000	740,000	410,000	5割軽減	36,700	5割軽減	37,400	700	101.91
1,945,000	745,000	415,000	2割軽減	49,000	5割軽減	37,600	-11,400	76.73
2,110,000	910,000	580,000	2割軽減	55,700	2割軽減	56,700	1,000	101.80
2,150,000	950,000	620,000	2割軽減	82,400	2割軽減	84,100	1,700	102.06
2,160,000	960,000	630,000		91,300	2割軽減	85,000	-6,300	93.10
2,500,000	1,300,000	970,000		118,900		121,400	2,500	102.10
3,000,000	1,800,000	1,470,000		159,400		162,900	3,500	102.20
3,500,000	2,250,000	1,920,000		195,800		200,200	4,400	102.25
4,000,000	2,625,000	2,295,000		226,200		231,300	5,100	102.25
4,500,000	3,040,000	2,710,000		259,800		265,800	6,000	102.31
5,000,000	3,465,000	3,135,000		294,200		301,100	6,900	102.35
8,800,000	6,805,000	6,475,000		564,800		570,000	5,200	100.92

2. 2人世帯(夫婦)で被保険者が年金収入のみの場合の夫の保険料(妻の年金収入は135万円(9割軽減は80万円)以下)

年金収入	年金所得	旧ただし書 所得	平成27年度の保険料		平成28年度の保険料		比 較	
			軽減区分	金 額	軽減区分	金 額	差 額	率
800,000	0	0	9割軽減	4,000	9割軽減	4,000	0	100.00
1,530,000	330,000	0	8.5割軽減	6,000	8.5割軽減	6,100	100	101.67
1,680,000	480,000	150,000	8.5割軽減	12,100	8.5割軽減	12,300	200	101.65
2,110,000	910,000	580,000	5割軽減	43,600	5割軽減	44,500	900	102.06
2,200,000	1,000,000	670,000	5割軽減	74,400	5割軽減	76,000	1,600	102.15
2,210,000	1,010,000	680,000	2割軽減	87,300	5割軽減	76,800	-10,500	87.97
2,620,000	1,420,000	1,090,000	2割軽減	120,500	2割軽減	123,100	2,600	102.16
2,640,000	1,440,000	1,110,000		130,200	2割軽減	124,800	-5,400	95.85
3,000,000	1,800,000	1,470,000		159,400		162,900	3,500	102.20
3,500,000	2,250,000	1,920,000		195,800		200,200	4,400	102.25
4,000,000	2,625,000	2,295,000		226,200		231,300	5,100	102.25
4,500,000	3,040,000	2,710,000		259,800		265,800	6,000	102.31
5,000,000	3,465,000	3,135,000		294,200		301,100	6,900	102.35
8,800,000	6,805,000	6,475,000		564,800		570,000	5,200	100.92

【保険料率:〔平成24・25年度:0.0729、38,239円〕／〔平成26・27年度:0.0810、40,347円〕／〔平成28・29年度:0.0830、40,907円〕】

(注) 1. 軽減判定については、公的年金等収入につき国民健康保険と同様、高齢者特別控除15万円が適用されます。

2. 年金収入金額から所得金額への換算は、平成26年分の計算例により換算しています。

3. 旧ただし書所得＝賦課のもととなる所得金額＝基礎控除(33万円)後の総所得金額等

【資料 2】

3 会議事項

(2) 平成 28 年度当初予算（案）の概要について

平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の概要

歳 入 (単位:千円)					
項 目	平成28年度 当初予算額 A	平成27年度 当初予算額 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B	備 考
1 分担金及び 負担金	753,137	769,260	△ 16,123	△ 2.1%	市町村事務費負担金
					均等割 10% 75,313
					人口割 45% 338,912
					高齢者割 45% 338,912
2 国庫支出金	286	1,745,129	△ 1,744,843	△ 100.0%	特別調整交付金 286
3 繰越金	15,000	15,000	0	0.0%	
4 諸収入	1	1	0	0.0%	
財産収入	0	436	△ 436	△ 100.0%	円滑導入基金預金利子
合 計	768,424	2,529,826	△ 1,761,402	△ 69.6%	

歳 出 (単位:千円)					
項 目	平成28年度 当初予算額 A	平成27年度 当初予算額 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B	備 考
1 議会費	708	772	△ 64	△ 8.3%	
(人件費)	335	335	0	0.0%	議員報酬 16人
(その他)	373	437	△ 64	△ 14.6%	旅費等
2 総務費	307,204	302,244	4,960	1.6%	
(人件費)	234,053	232,512	1,541	0.7%	給与費負担金等 29人 217,944 特別職報酬 4,528 嘱託職員報酬 4人 9,452 嘱託職員等共済費 2,129
(その他)	73,151	69,732	3,419	4.9%	事務室賃借 8,132 財務会計システム 機器等賃借 4,183 コンピュータ等 機器賃借料 3,477 その他 57,359
3 民生費	455,321	2,221,619	△ 1,766,298	△ 79.5%	事務費繰出 455,321
4 公債費	191	191	0	0.0%	一時借入金利子
5 予備費	5,000	5,000	0	0.0%	
合 計	768,424	2,529,826	△ 1,761,402	△ 69.6%	

平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の概要

歳 入		(単位：千円)			
項 目	平成28年度 当初予算額 A	平成27年度 当初予算額 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B	備 考
1 市町村支出金	43,747,438	42,475,320	1,272,118	3.0%	
保険料等負担金	23,174,736	22,416,283	758,453	3.4%	保険料 17,942,406 保険基盤安定分 5,232,330
療養給付費負担金	20,572,702	20,059,037	513,665	2.6%	負担対象額 1/12
2 国庫支出金	87,445,918	83,573,954	3,871,964	4.6%	
療養給付費負担金	61,718,108	60,177,113	1,540,995	2.6%	負担対象額 3/12
高額医療費負担金	1,116,266	1,024,148	92,118	9.0%	高額医療費負担対象額 1/4
調整交付金	22,592,849	22,091,386	501,463	2.3%	普通調整交付金 22,592,848 特別調整交付金 1
補助金	2,018,695	281,307	1,737,388	617.6%	保健事業費補助金 146,915 医療費適正化等推進事業費補助金 6,288 長寿・健康増進事業費補助金 140,774 災害臨時特例補助金 1 円滑運営臨時特例補助金 1,724,717
3 県支出金	21,688,969	21,083,186	605,783	2.9%	
療養給付費負担金	20,572,702	20,059,037	513,665	2.6%	負担対象額 1/12
高額医療費負担金	1,116,266	1,024,148	92,118	9.0%	高額医療費負担対象額 1/4
県財政安定化基金 交付金	1	1	0	0.0%	
4 支払基金交付金	105,823,246	103,946,855	1,876,391	1.8%	負担対象額 0.3901 96,304,937 特定費用の額 0.8901 9,518,309
5 特別高額医療費 共同事業交付金	55,727	47,292	8,435	17.8%	
6 繰入金	455,321	2,225,183	△ 1,769,862	△ 79.5%	
一般会計繰入金	455,321	476,197	△ 20,876	△ 4.4%	事務費分
基金繰入金	0	1,748,986	△ 1,748,986	△ 100.0%	
7 繰越金	2,053,300	1,280,326	772,974	60.4%	
8 諸収入	3,401	2,398	1,003	41.8%	預金利子 3,385 その他 16
合 計	261,273,320	254,634,514	6,638,806	2.6%	

歳 出		(単位：千円)			
項 目	平成28年度 当初予算額 A	平成27年度 当初予算額 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B	備 考
1 総務費	439,636	459,704	△ 20,068	△ 4.4%	国保連合会業務委託 126,987 電算処理システム 105,762 機器賃借料 国保連合会負担金 73,647 電算処理システム 49,248 保守等委託料 支給決定通知等郵送料 43,739 その他 40,253
2 保険給付費	259,172,963	252,839,422	6,333,541	2.5%	一人当たり医療費の伸び 2.1% 被保険者数 336,616人
療養諸費	254,980,963	248,895,434	6,085,529	2.4%	療養給付費 253,980,962 訪問看護療養費 1,000,000 移送費 1
審査支払手数料	582,000	552,988	29,012	5.2%	@64円×9,093,700件
高額療養諸費	2,585,000	2,366,000	219,000	9.3%	高額療養費 2,400,000 高額介護合算療養費 185,000
葬祭費	1,025,000	1,025,000	0	0.0%	@50千円×20,500人
3 県財政安定化 基金拠出金	107,616	107,967	△ 351	△ 0.3%	拠出率0.041%（国、県同額拠出）
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	70,810	56,921	13,889	24.4%	国保中央会において共同処理
5 保健事業費	714,380	665,274	49,106	7.4%	
健康保持増進 事業費	705,556	656,074	49,482	7.5%	集団健診 19,792人 104,856 個別健診 55,771人 435,637 歯科健診事業 3,500人 23,628 長寿・健康増進事業 134,000 フレイル予防等訪問指 導モデル事業 6,774 市町村との連携事業 661
医療費適正化 推進事業費	8,824	9,200	△ 376	△ 4.1%	重複・頻回受診者等 8,824 訪問指導業務委託料
6 公債費	11,891	11,891	0	0.0%	一時借入金利子
7 諸支出金	21,600	20,250	1,350	6.7%	
保険料還付金	21,000	20,000	1,000	5.0%	
還付加算金	600	250	350	140.0%	
8 予備費	734,424	473,085	261,339	55.2%	
合 計	261,273,320	254,634,514	6,638,806	2.6%	

平成28年度当初予算 主な新規・拡大事業の概要

No.	新規・拡大	事業名	計上額 (千円)	主管課	事業の概要	会計
1	新規	マイナンバー管理システム導入事業	876	総務課	人事・総務業務において、税や社会保障の手続きのため、職員等の個人番号を取り扱うことになり、職員等の個人番号を厳格に管理するため、個人番号の暗号化やアクセス記録の管理を行う管理システムを導入します。 対象者：広域連合職員、理事者、議会議員、行政委員	一般会計
2	新規	情報系システム機器更新事業	3,697	総務課	情報系システム機器の賃貸借期間（5年間）満了に伴い、関連機器等の更新を行うためのシステム構築及び賃貸借期間が満了する機器のデータ消去並びに更新した関連機器の保守を行います。 業務：情報系システム機器保守、構築、データ消去	一般会計
3	新規	虚弱（フレイル）予防等訪問指導モデル事業	6,774	給付課	高齢者の介護予防・疾病予防を図るため、低栄養・生活習慣病の重症化への対策を行います。 内容：地域包括支援センター、保健センター等に専門職を配置し、地域の実情に合わせた相談や保健指導等を実施	特別会計

平成28年度当初予算 主な新規・拡大事業の概要

No.	新規・拡大	事業名	計上額 (千円)	主管課	事業の概要	会計
4	新規	市町村との連携事業	661	給付課	保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、県下10圏域で、市町村との連携事業として情報等の共有を図るため協議の場を設置します。 ・介護予防担当との連携事業 当広域連合が保有している医療情報や健康診査結果等の情報を共有することにより、要介護認定者の減少や介護度の重度化を防止します。 ・後期高齢者医療担当、健診担当との連携事業 新たに効果的な保健事業が企画できるよう意識の共有を図ります。	特別 会計
5	拡大	後発医薬品使用促進事業	1,404	給付課	被保険者に対し後発医薬品相談カードのみ作成し75歳年齢到達者被保険者証（30,000通）に同封していたものを、後発医薬品の概要を説明しているリーフレット（カード・シール付き）を作成し、後発医薬品使用差額通知（20,000通）にも同封し、更なる使用促進を図ります。 シール活用方法：被保険証・お薬手帳等に貼付	特別 会計

【資料 3】

3 会議事項

(3) 虚弱予防等訪問指導モデル事業について

虚弱（フレイル）予防等訪問指導モデル事業

1 目的

高齢者が要介護状態に陥る中間段階の虚弱（フレイル）対策として、低栄養防止や重症化予防を図る。

（経緯）

- ・平成27年6月 「骨太の方針2015」に対策推進の方針
- ・平成27年6月 高確法第125条の改正による「高齢者の心身の特性に応じた保健事業の推進」方針

2 事業主体

市町村（1団体）（委託事業）

3 事業内容

（1）概要

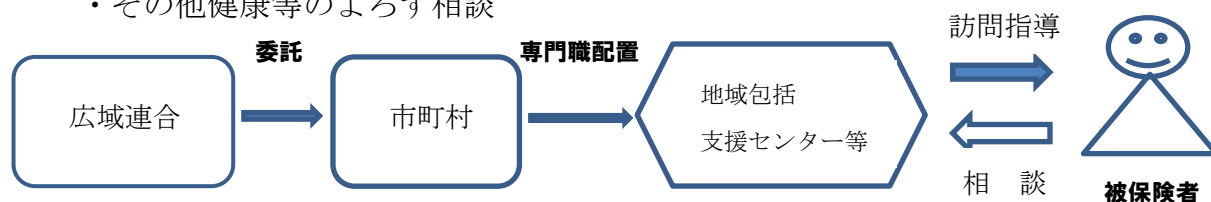
○地域包括支援センター、保健センター等に専門職（管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、保健師等）を配置し、地域の実情に合わせた相談や保健指導等を実施

（訪問対象数） 最大60名（180日÷3日/人）

【管理栄養士と保健師がチームを組んで実施】

【相談等例】

- ・低栄養、過体重に対する栄養指導
- ・摂食等の口腔機能低下に関する相談・指導
- ・複数受診等により服用する薬が多い場合における服薬相談・指導
- ・その他健康等のよろず相談



（2）事業実施方法（例）

① 関係者打合せ（広域連合・市町村職員）

- ・対象者レセプトデータの提供
- ・対象者抽出基準について
- ・指導内容について

② 対象者の抽出

〔低栄養〕

- ・介護予防チェックリストによる抽出

「体重減少が6ヶ月で2～3キロ以上」「BMI 18.5未満」共に該当する被保険者

[重症化予防（糖尿病）]

・健診結果による抽出

ヘモグロビン A1c（7.0 以上）・血糖値(110mg/dl 以上)いずれかの基準値を上回る被保険者

③ 指導内容

指導期間：6 ヶ月程度

[訪問指導] 3 回

- ・食生活の聞き取り（食事回数、献立、摂取量等）
- ・生活習慣の聞き取り
- ・食生活指導（献立提示、調理指導等）
- ・健康指導（生活習慣指導等）

[電話指導] 3 回

- ・途中経過の確認

[情報提供] 3 回（郵送による）

- ・低栄養・疾病の基礎知識、食事、運動、服薬等のテーマ

④ 協力体制

地元医師会の協力

⑤ 効果分析

- ・血液検査等による数値比較（BMI、アルブミン濃度、ヘモグロビン A1c 等）
- ・対象者アンケートによる満足度

⑥ 事業後の展開

データヘルス計画の介護予防連携事業（圏域会議）の中で結果を発表し、予防対策へ結びつける。

4 予算計上額 6, 7 7 4 千円（国補 定額 10/10）

（内訳）

（単位：千円）

人件費	5, 7 3 4	報酬 2 名分 4, 620 社会保険料等 814
検査費	3 6 0	血液検査等費用
旅 費	4 6 8	日当 2 名分（180 日）
需用費	1 0 7	ガソリン代、消耗品
役務費	1 0 5	電話代、郵便代

【資料 4】

5 その他

（１）今後のスケジュールについて

今後のスケジュール（案）

市町村

広域連合

28年1月		1月26日 幹事会 2月 2日 運営協議会
2月		2月18日 2月定例会 ○後期高齢者医療に関する条例の一部改正条例（保険料率関係） ○行政手続条例等の一部改正条例 ○人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正条例 ○平成28年度当初予算 ○平成27年度補正予算
3月	3月（2月）定例会 ○平成28年度当初予算	
4月		
5月		
6月	6月定例会	
	所得（27年分）等データ	☐ 年次処理 ・保険料額の本算定及び決定 ・被保険者証等作成（8月定期更新）
7月	☐ 保険料額決定通知書の発送 ☐ 特別徴収開始通知書又は納入通知書の発送 ☐ 本算定に基づく特別徴収（10月以降）の開始依頼 ☐ 被保険者証等（8月定期更新）の発送	
8月		